

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設	
担当部局	警察庁生活安全局生活環境課	
評価実施時期	平成20年9月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>[目的及び必要性] 猟銃安全指導委員には、その活動をより効果的なものとするため、都道府県公安委員会は、猟銃所持者の氏名、住所等の個人情報を委員に対して提供していること、猟銃所持者あるいはその家族等から個人的事項に関する相談を受けることがその職務とされること、危険性の高い猟銃に関する事項に携わること等から、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げるため、猟銃安全指導委員が職務上知り得た秘密の保護を図る必要がある。</p> <p>[内容] 猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第4項
想定される代替案	猟銃安全指導委員に対して守秘義務を課さない。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	特に遵守費用は想定されない。	特に遵守費用は想定されない。
(行政費用)	特に行政費用は想定されない。	特に行政費用は想定されない。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	猟銃所持者の氏名、住所等職務上知り得た秘密が漏洩された場合には、これが悪用されるなどの不利益が生じる可能性が高い。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	猟銃所持者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。	守秘義務が課されないことから、職務上知り得た秘密が漏洩されて、これらの秘密が悪用されるおそれ及び猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が改正案よりも高い。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、猟銃所持者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。また、改正案では新たな費用が想定されない。他方で、代替案については、職務上知り得た秘密が漏洩されて、これらの秘密が悪用されるおそれ及び猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が改正案よりも高いことから、改正案の方が代替案よりも優れている。	
有識者の見解その他関連事項	平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して専門家・有識者から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」(座長:藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。	
レビューを行う時期又は条件	当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。	
備考		